

第2回京田辺市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年9月22日（月）午後2時～4時
2 場 所 京田辺市役所庁舎3階 305会議室
3 出席委員 5名
米田会長、鈴木会長職務代理者、大崎委員、寺井委員、松村
委員（欠席：岡本委員、辰見委員、土合委員）
4 市側出席者 木村総務部長、吉川総務部副部長、栗山課長、新田係長
5 内 容
① 開会
② 会長あいさつ
③ 審議
・資料の説明（事務局）
(米田会長による進行)
④ 閉会
6 傍聴者 無し
7 会議録（要旨）

(議論の進め方について)

- ・平成16年以降改定が行われていない「市長、副市長、教育長」と、平成31年度に改定を行った「議長、副議長、委員長、議員」は分けて検討する。
- ・それぞれの職ごとに個別に改定額を決定する。

(金額の上げ幅について)

- ・前回改定時からの物価上昇率を勘案するとともに、府内14市、南部6市の中での平均額、順位を年収ベースで比較し、月額の上げ幅を検討する。
- ・市長、副市長、教育長の期末手当月数は府内他市と合わせ、3.45月とし、改定した場合に現行から年収がマイナスとならないよう最低ラインは維持する。
- ・現行の職間の金額差について、極端に変わることがないよう調整する。
- ・他市による改定が数年以内に行われることも考慮した金額設定とする。
- ・職責に応じて、20,000円から65,000円の増額改定を行う。

(改定額検討時の意見)

- ・市長は特別職の中でも突出した職責の重さを勘案し、他市との比較でも中の上の順位となるような上げ幅としてはどうか。
- ・教育長は現行の給料月額が他市と比較してもすでに高いことから、期末手当月数を下げた場合の年収を維持できる上げ幅としてはどうか。
- ・市長と副市長の職間の金額差が開くことは、職責の違いからやむを得ないと考える。
- ・議員は平成31年度に改定しているため、現状維持でよいのではないか。
- ・議員のなり手を増やすためにも小幅でも上げた方がよいのではないか。
- ・議長、副議長、委員長は、議員の金額を定めた後、職間の金額差を維持して上げ幅を決めてはどうか。
- ・議員は府内市の平均を勘案して決めてはどうか。
- ・審議会はあまり期間を開けず、ある程度定期的にした方が改定額の基準を持ちやすいのではないか。

(改定期期)

令和8年4月1日実施

《連絡事項》

第3回審議会の日程（予定）

令和7年10月6日（月）午後2時 403会議室

R7.9.22 第2回会議録（詳細）

【会長】

本日は皆さんの議員の方々のご意見を取りまとめまして、答申案の作成に向けて進めてまいりたいと思いますので、皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

【委員】

引き上げる方向で思っておりますが、試算で10%以上上がることに対して、市民の理解が得られるのか心配するところです。年収でも月給でも大幅に上がることについて説明がうまくできるのかどうかと思っております。

市長、副市長、教育長それぞれのバランスと、議長と議長以下の大差がある部分について、どうバランスを取っていくのか検討すべきかと思います。

全ての職を同じ扱いとして全部一律に上げるのではなく、市長、副市長、教育長と議員関係は別として上げ方を検討すべきではないかと思いながら、資料を見ておりました。

【会長】

はい、他に副収入を得ることができない市長、副市長、教育長と、そうでない議員等では全く異なるということもあるため、別々に考えていきたいと思います。

【委員】

私もそこは分けて考えるべきではないかと思います。

前回の審議会の説明でもありましたように、市長、副市長、教育長は、長い間改定されておらず、議員は数年前に一度上がっているということもありますので、分けて考える方向でよいのではないかでしょうか。

資料では、府内南部の類似団体である6市のうち、年収ベースで2位を想定した試算①、3位を想定した試算②、4位を想定した試算③がございます。私としては試算②がよいのではと思っておりましたが、やはりそれぞれの職に見合った形で決めていった方がよいのではないかと思いますので、上から順番に市長、副市長…と考えなければと思います。

【委員】

私も個別にやるのがいいのかなと思います。市長、副市長、教育長と議長、副議長、委員長、議員については分けて考えた方がいいのかなと思います。

【委員】

議会の方々の報酬は、7、8年前に変わっていますが、長年変わっていない市長、副市長、教育長は分けて考えるべきということはその通りだと思います。

資料では順位で揃えられておりますが、これは一つの目安として、議論の仕方としては、皆さんのご意見のとおり、個別に考えていくしかないかと思います。

【会長】

では、市長の試算についてご意見をお聞きします。

【委員】

改定率について、物価上昇率に基づくものとすると、最も説明はしやすいかと思います。当初を100%として、現在106%になっているというのであれば、6%上げるといった形です。物価指数の情報はありましたか。

【事務局】

第1回審議会の資料で添付しておりました。約14%後半の上昇率となっております。

【委員】

それをベースに、他市との比較でどのくらいの金額に抑えるかという考え方になるかと思います。それであれば、客観的な数字に基づくでの説明もしやすいかと思います。

議員も同じような考え方で、前回改定した当時と比較すると上限はどこかということが押さえやすいかと思います。

【事務局】

平成30年度と比較しますと、全国では約108.7ポイントの上昇率ですので、議員の金額は少し高いということになります。

【委員】

これまであまり物価指数に応じてという考え方をしておりませんでした。前回は近隣市の議員に合わせて、金額を考えていました。

【委員】

ただ、周りの市に合わせてという考え方でとなると、感覚で決めることとなり、審議会のメンバーが変わった時に、誰も基準が分からなくなるのではないかでしょうか。

今後も議論する場は出てくると思うので、決める際のある程度の基準が必要かと思います。例えば、物価が全てではないですが、それを根拠に他市の金額を見ながら、といったことを基準とすると議論しやすいのではないでしょうか。議長の金額は議員の何倍か、といったことです。

【会長】

議長と議員の仕事量の違いなど、職ごとに総合的にみて決めた方がよいと思います。

【委員】

これまでの議員の報酬の考え方のベースとなっているのは、全国の平均です。それ

R7.9.22 第2回会議録（詳細）

に京田辺市の議員の報酬も近づけてもらいたいということが以前からあり、前回見直ししていただきました。長い間変わっていなかったので、一気に上げずに段階的にということで、40万円となっています。

【委員】

私の会社では同業他社と比較して中の上を狙うという考え方でやってきました。

【会長】

年収で考えるのがよいかと思います。中の上といいますと、6市の中では2番手か3番手かというところになるでしょうか。

【委員】

おそらく今後、京田辺市だけではなく他市も上がってくると思われますので、試算③ではなく、試算①か②で考えていいければよいのでは、と考えております。

【委員】

資料について確認させてください。財政力指数が京田辺市と長岡京市で1位となっていますが、これはどのようなことを示しているのでしょうか。

【事務局】

これは財政力を測る指標で、通常入ってくる税収等により、経常的な行政の費用をどのぐらい賄えているのかという指数でして、1に近いほど財政的に豊かであるということになります。

【委員】

経常収支比率については3位となっていますが、これは歳入歳出が健全にできているということになるのでしょうか。

【事務局】

毎年入ってくる経常的な収入により、毎年払う必要のある経営的な支出をどのくらい賄えているかというものでして、これは100に近いほど悪いということになります。

【委員】

標準財政規模というものが、6市の中では4位ということであり、その割には経常収支比率が3位ということであり、少ない財政規模の中で健全な行政が行われているのであれば、3位という数字には意味があるのではないかと考え、試算②を基準としてはどうかと思っております。

【委員】

前回と同じような形で、近隣市と比較して、少しでも上となるように考えていいればよいかと思います。物価上昇率をそのまま当てはめるのは難しいのではないかと思つ

R7.9.22 第2回会議録（詳細）

ております。試算では①か②を基準に進めてはどうかと考えます。

【会長】

14市で考えますと、試算①は年収ベースで4位となるかと思いますが、試算②は何位となりますか。

【事務局】

5位となります。

【会長】

14市の中でも中の上となるわけですね。では、市長は試算②で考えるとして、順番にみていき、全体を考えていきましょう。次に副市長はいかがでしょうか。

【事務局】

試算②で14市中5位となります。

【会長】

次に教育長です。6市では3位ですが、14市の中では4位となります。

市長は14市で5位ということですが、1位から4位はどこの市ですか。

【事務局】

1位から、宇治市、亀岡市、長岡京市、向日市となっております。

【委員】

他市の改定状況もみる必要があるかと思います。

【事務局】

宇治市と向日市が令和7年、長岡京市と木津川市が令和6年に改定しています。

【委員】

必ずしも市長、副市長、教育長をすべて試算②にするというわけではなく、教育長は試算③とするということでもよいのではないかと思います。

【会長】

委員の皆さんのご意見では、市長は試算②ということです。給料月額でいうと、14市の中では何位ですか。

【事務局】

4位です。

R7.9.22 第2回会議録（詳細）

【委員】

試算②では、92万5,000円となっていますが、これはこの額でなくてもよいかと思います。例えば93万5,000円とすると、年収でどのくらいになりますか。

【事務局】

1,612万ほどになります。

【委員】

年収でいうと、10万円ほど上がるということですね。

【委員】

なぜ何千円上げるのかといった根拠が分からなくなりますね。94万7,000円までなら3位に収まる範囲ということになりますか。

【委員】

93万円は妥当な金額ではないでしょうか。

【会長】

やはり少しでも多く上げていくべきという方向で考えた方がよいのではないかと思っています。なるべく試算①に近づけるという形で、94万円ということでいかがでしょうか。

【委員】

年収はいくらほどになるでしょうか。

【事務局】

16,210,206円です。順位も同じです。

【会長】

では、次に副市長に関しまして、試算②で月額が76万6,000円となりますか、いかがでしょうか。

市長と副市長の金額差は、17万4,000円となります。現行の差は、14万5,000円です。

【委員】

私は、副市長につきましては試算③でもよいのではないかと思っております。市長と副市長の仕事についてはかなり違いがあると思います。給料に差はあるべきではないでしょうか。

R7.9.22 第2回会議録（詳細）

【会長】

では、76万円とします。続いて教育長です。教育長については、現行でかなり高い印象です。いかがでしょうか。

【委員】

教育長の試算②と③は同じです。これでよいのではないですか。

【委員】

現状維持となりますね。増える分は期末手当の支給月数が減る分ということになります。

【会長】

今でも高い金額となっていて、ある程度長期間されているということもありますので、70万円とします。

続いて議員です。議長はいかがでしょうか。

【委員】

今回は、議会は上げる必要はないのではないかと思っております。7年前に一度上がっていますので、例えば10年後に再度見直すといったことでもよいのではと思います。議長や副議長の金額よりも、議員の金額は全国平均の42万円まで上げてもらえたるとは思います。

【会長】

委員長は議員と5,000円の差がありますが、こちらは差があった方がよいのでしょうか。

【事務局】

役職の負担差に応じて、現在差があるものと思っております。試算では機械的に計算をした結果、同じ額となっておりますので、差をつけるかどうかを含めてご検討いただければと思います。

【委員】

負担が全く同じという訳ではないと思うので、差はあった方がよいのではないですか。

【委員】

議員を例えば42万円に決めた場合、その上の委員長、副議長、議長も自ずと決まってくるのではないですか。

【事務局】

前回の審議会の資料でお配りしているもので、それぞれ6市の平均と14市の平均

R7.9.22 第2回会議録（詳細）

を入れており、その中では議員の6市の平均では42万4,000円、14市で41万8,000円です。

【会長】

議員についてはいかがでしょうか。

【委員】

近隣市はより高くなっています。

【委員】

議員の報酬を上げるのであれば、42万円くらいになるのではないかと思っていますが、費用弁償をどうするのかの議論も議会では必要になるかと思います。

【委員】

誰に議員になってほしいかと考えたときに、仮に42万円くらいあれば、若い人であれば専任ですることも考えてもらえるのではないかと思います。

【委員】

前回の議論でも、なり手を増やすという意味で、少しでも金額を上げてはどうかという話にもなっていました。

【委員】

42万円というのは妥当だと思います。ただ、7年前に一度改定しているということをお聞きすると、もう少しタイミングを見計らう必要があるのではないかということともその通りで、迷いどころです。

【会長】

42万円ということで、上げる方向で考えてはいかがでしょうか。

【委員】

5年ほどで状況をある程度見て、再度審議する機会も必要だと思います。

【事務局】

事務局としましても、今回これだけ期間が空くということはよろしくないと考えており、もう少し期間を短く定期的に開催する必要があるのではないかと思っております。基準を考えるという点でも審議の中でご苦労いただいているので、数年前はどうたったかといったことであれば、議論もしやすいのではないかと思います。

【委員】

費用弁償の話は、この審議会ではなく、議会の方で話を詰めていただくということになるのでしょうか。

R7.9.22 第2回会議録（詳細）

【事務局】

当時の議員が今どのぐらいいらっしゃって、それをどこまで継承されているのかというところは非常に危惧するところでして、人の入れ替わりもあり、前回の審議会でも審議会でそこまで言うものかどうかというお話が出ており、そこは議会で議論いただくことではないかと考えております。

【委員】

議会としてどのくらいの金額でということと、費用弁償をどうするのかということの話を進めてもらうようにして、答申していただいたらよいのでは、と思います。

議員は4年に一度選挙があるため、選挙前はなかなか金額をどうするかということは言えなくなるので、この時期は一番良い時期ではあると思います。

【委員】

議会の中でも意見が割れているのですね。

【会長】

上げるということでどうでしょうか。その分意欲も湧いてくるのではないかと思います。42万円ということにいたしましょう。

では委員長は、42万円5,000円。差はつけた方がよいと思います。

では、副議長です。今まで43万円です。

【委員】

45万円でいかがでしょうか。委員長との差は2万5,000円。試算③ですね。

議長と副議長の差は8万5,000円です。

【会長】

議長も上げるということでいかがでしょうか。差を保つとしたら、53万5,000円となります。

これで一通り決まりましたね。よろしいでしょうか。では、順番に金額の確認をしたいので、事務局でお願いします。

【事務局】

市長が94万円。副市長が76万円。教育長が70万円。

議長が53万5,000円、副議長が45万円、委員長が42万5,000円、議員が42万円です。

【会長】

ありがとうございます。他に決めておくべきことはありますか。

【事務局】

一点、答申書を作成するにあたり、先ほどの金額とした答申の理由について、大まかなポイントを記載することになりますので、今まで議論いただいた内容からまとめさせていただきます。

財政需要の増大とその多様化に伴ってそれぞれの職の果たすべき責任や重要性や特徴性、うちの市の状況をご判断いただいたこと。

社会情勢の部分について、物価上昇や近隣の状況、一般職員の給料上昇も踏まえて、増額改定をしていただいているということ。

近隣市の状況も踏まえ、本市の財政規模や人口規模なども考慮していただいて、このような落としどころにしていただいたこと。

というようなところが大きなポイントと思っております。その他漏れている箇所等ございますか。

【委員】

議員も上がっておりませんので、ここで決める問題ではないですが、費用弁償の5,000円は議会として考えていただきたいということを付け加えていただいた方がよいですね。

【会長】

附帯意見としてでしょうか。

【事務局】

そこは内々にお伝えするといった色々なパターンがあるかと思いますので、ご意向を踏まえてお伝えさせていただければと思います。

【委員】

分かりました。

【事務局】

改定時期につきまして、今回こちらを答申いただき、議会に諮ってからの改定になりますので、通常通り来年度、令和8年4月1日からの改定ということで、答申にも改定時期を記載させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

ありがとうございました。委員の皆さんから様々なご意見をいただいたと思いますので、次回に向けまして事務局で答申案を作成していただきたいと思います。

では本日の審議はこれにて終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。